

沖縄労働局発表
平成27年7月13日

担 当	沖縄労働局労働基準部
	監督課長 橋本 泰明
	監察監督官 嘉手納 尚
	電話：098-868-4303

特に夏休み時期における**高校生等の就労**について

県教育委員会及び各経営者団体へ**法令遵守を要請**

沖縄労働局（局長 まつとりこうじ 待鳥浩二）は、これから中・高等学校が一斉に夏休みに入り、中学生、高校生（以下、「高校生等」という。）が夏休み期間を利用してアルバイトなど就労する機会が増えることが予想されることから、これら高校生等が就労するに当たってトラブル等を未然に防止するために、法令遵守の注意喚起を改めて行うことを目的に、沖縄県教育委員会等及び経営者団体に別添のとおり要請を行った。

高校生等を含む年少者（満18歳未満）を労働者（アルバイト含む）として使用する場合には、労働基準法において、法定労働時間（1週40時間、1日8時間）を超える労働の原則禁止、深夜業（午後10時から午前5時まで）の原則禁止、危険有害業務の就労制限等があるほか、賃金の額は、沖縄県最低賃金の額（時間額677円）を下回ることはできません。また、中学生以下の児童をアルバイト等で使用することは原則禁止されています。

これから、夏休みを迎えるに当たり、高校生等が夏休み期間を利用してアルバイトとして就労する機会が増えることが予想されることから、教育委員会等から学校関係者を通じて生徒、保護者へ、また、経営者団体を通じて各事業主へ法令遵守の注意喚起を図り、労使間のトラブルを未然に防止する観点から今回の要請を行ったものである。

参考

別添リーフレット

「高校生等を使用する事業主の皆様へ ～年少者にも労働基準法が適用されます！～」

沖労基発 0608 第 1 号
平成 27 年 6 月 8 日

沖縄県教育委員会 県立学校教育課長
義務教育課長 宛
沖縄県総務部 総務私学課長

沖縄労働局労働基準部長

高校生等年少者の労働条件等の履行確保について（要請）

平素より労働行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、満 18 歳未満の年少者を労働者（アルバイト等を含む。）として使用する場合には労働基準法に定める制限等があるほか、中学生以下の児童についてアルバイト等で就労させることは原則禁止とされ、就労させる場合においては、所轄労働基準監督署長の使用許可が必要となっております。

つきましては、これから県内の中・高等学校が一斉に夏休みを迎えるに当たり、夏休み期間を利用して、中・高校生（以下「高校生等」という。）がアルバイトを行う機会が増加することが予想されることから、夏休み期間に入る前に、県内の各中・高等学校を通じて高校生等及びその保護者に今一度下記について周知と注意喚起が行われますようご配慮のほどお願いします。

なお、別添「高校生等を使用する事業主の皆さんへ」において、労働基準法等で定められている事項を列挙しておりますのでご参考、ご活用をお願いします。

記

- 1 各中学校において特に周知いただきたいこと
 - (1) 中学生以下の児童（満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了するまで）は、原則として就労が禁止されていること。【労働基準法第 56 条】
 - (2) 上記（1）の例外として就労する場合には、所定様式により所轄労働基準監督署長の許可を受けることが必要であること。（許可申請には学校長による、その者の修学に差し支えないことの証明書が必要であること。【労働基準法第 56 条】）

- (3) 就労することが決まった場合に、使用者は労働条件を書面で交付する方法により明示しなければならないこと。【労働基準法第 15 条】
 - (4) 年少者を使用する事業場は年齢を証明する書面（住民票記載事項証明書）の備え付けが必要であること。【労働基準法第 57 条】
- 2 各高等学校において特に周知いただきたいこと
- (1) 年少者は、深夜時間帯（午後 10 時から翌日午前 5 時まで）の就労が原則として禁止されていること。また、危険有害業務（重量物の取扱い、運転中の機械の掃除、検査、修理の業務等）への就業が制限又は禁止されていること。【労働基準法第 61～63 条】
 - (2) 年少者に対しても沖縄県最低賃金（現在は時間額 677 円）が適用されること。【最低賃金法第 4 条】
 - (3) 就労することが決まった場合に、使用者は労働条件を書面で交付する方法により明示しなければならないこと。【労働基準法第 15 条】
 - (4) 年少者を使用する事業場は年齢を証明する書面（住民票記載事項証明書）の備え付けが必要であること。【労働基準法第 57 条】

（担当）沖縄労働局労働基準部
監督課 川満、嘉手納
T E L 098-868-4303

添付資料 「高校生等を使用する事業主の皆さんへ」

沖労基発 0701 第 1 号
平成 27 年 7 月 1 日

一般社団法人 沖縄県経営者協会 会長
沖縄県中小企業家同友会 理事長
沖縄県商工会連合会 会長
沖縄県中小企業団体中央会 会長 宛
沖縄県商工会議所連合会 会長
一般社団法人 沖縄県労働基準協会 会長

沖縄労働局労働基準部長

高校生等年少者の労働条件等の履行確保について（要請）

平素より労働行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、満 18 歳未満の年少者を労働者（アルバイト等を含む。）として使用する場合には労働基準法による制限等があるほか、中学生以下の児童についてはアルバイト等で就労させることは原則禁止とされ、就労させる場合には、所轄労働基準監督署長の使用許可が必要となっております。

つきましては、これから県内の中・高等学校が一斉に夏休みを迎えるに当たり、夏休み期間を利用して、中・高校生（以下「高校生等」という。）がアルバイトを行う機会が増加することが予想されることから、夏休み期間に入る前に、貴団体会員企業に対し、下記事項について改めて周知を図っていただきますようお願いいたします。

なお、別添「高校生等を使用する事業主の皆さんへ」において労働基準法等で定められている事項を列挙しておりますのでご参考、ご活用をお願いいたします。

記

1. 中学生以下の児童（満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了するまで）の就労は原則禁止とされているが、就労させる内容等について一定の条件を満たし、かつ、所定様式により所轄の労働基準監督署長の許可を得る必要があること。（許可申請にあたり、学校長の証明及び親権者等の同意を得ていることが必要。【労働基準法第 56 条】）
2. 年少者を雇用する場合には、公的証明による年齢の確認を行う必要があること。（満 18 歳未満の労働者については事業場に住民票記載事項証明書等を備え付けなければならない。【労働基準法第 57 条】）

- 3 . 満 18 歳未満の年少者を危険有害業務に従事させることは禁止され、深夜労働、時間外労働も原則禁止されていること。【労働基準法第 61、62、63 条】
- 4 . 労働条件の書面による明示、労働時間、休日、休憩、最低賃金など一般労働条件の履行確保、その他関係法令を遵守すること。

(担当) 沖縄労働局労働基準部
監督課 川満 嘉手納
T E L 098-868-4303

別添リーフレットにつきましては、沖縄労働局ホームページに掲載されておりますのでご活用ください。

高校生等を使用する 事業主の皆さんへ

～ 年少者にも労働基準法等が適用されます！ ～

高校生等の満 18 歳未満の年少者（以下「年少者」といいます。）を使用する場合にも、労働基準法等を守らなければなりません。

労働基準法では、年少者の健康及び福祉の確保等の観点から、その就業に様々な制限を設けて保護を図っています。このような趣旨を十分にご理解いただき、特段のご配慮をお願いします。

《労働基準法における年齢区分と保護規定の適用の有無》

年齢区分	主な保護規定												
	① 労働条件の明示	② 賃金の支払	③ 労働時間	④ 休憩時間	⑤ 休日	⑥ 未成年者の労働契約締結の保護	○ 未成年者の賃金請求権（第59条）	⑦ 年齢証明書等の備付け	⑧ 労働時間・休日の制限	⑨ 深夜業の制限	⑩ 危険有害業務の就業制限	⑪ 坑内労働の禁止	○ 帰郷旅費（第64条）
児童（満 15 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日が終了するまでの者）	⑫ 原則使用禁止（※使用する場合には労働基準監督署長の許可が必要）												
	使用許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
年少者（満 18 歳に満たない者）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
未成年者（満 20 歳に達しない者）		○	○	○	○	○	○						
満 20 歳以上の者		○	○	○	○	○							

※ ①～⑫は次頁以降の項目番号に対応しています。



●生徒や周囲のみなさんへ
このリーフレットに記載されていることは、事業主の方はもとより、生徒や周囲のみなさんも十分に気をつけましょう。



高校生等の満 18 歳未満の「年少者」を、アルバイト等に使用するときには、次のことを守らなければなりません。

①労働条件の明示

－労働基準法第 15 条－

- 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して、賃金、労働時間その他の労働条件を必ず明示しなければなりません。

特に、以下の事項は、書面の交付により明示する必要があります

- 労働契約の期間及び「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準」(※)に関する事項 ※「 」は、平成 25 年 4 月 1 日より追加。
- 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに就業時転換に関する事項
- 賃金（退職手当等を除く。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項
- 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

②賃金の支払

－労働基準法第 24 条・最低賃金法第 4 条－

- 賃金は、①毎月 1 回以上、②一定の期日に、③通貨で、④全額を、⑤直接本人に支払わなければなりません。ただし、本人同意の上で、指定する銀行等の口座に振込みをすることができます。
- 賃金の額は、都道府県ごとに定められた最低賃金の額を下回ってはなりません。

③労働時間

－労働基準法第 32 条－

- 原則として 1 週間の労働時間は 40 時間、1 日の労働時間は 8 時間を超えてはなりません。

④休憩時間

－労働基準法第 34 条－

- 労働時間が 6 時間を超えるときは、途中に 45 分以上の休憩時間を与えなければなりません。

⑤休日

－労働基準法第 35 条－

- 原則として休日は毎週 1 日与えなければなりません。

⑥未成年者の労働契約締結の保護

－労働基準法第 58 条－

- 労働契約は本人が結ばなければならず、親や後見人が代わって結ぶことはできません。

⑦年齢証明書等の備付け

－労働基準法第 57 条－

- 事業場には、年少者の年齢を証明する書面を備え付けなければなりません。

⑧労働時間・休日の制限

－労働基準法第 60 条－

- 次の場合(※)を除き、いわゆる変形労働時間制により労働させることはできません。
- 年少者は、時間外及び休日労働を行わせることはできません。

